

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山梨市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.7 %
全職員	59.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	105.7 %
本庁課長補佐相当職	96.5 %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.0 %
31～35年	99.5 %
26～30年	93.6 %
21～25年	86.2 %
16～20年	94.3 %
11～15年	88.4 %
6～10年	90.9 %
1～5年	97.8 %

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員については、扶養手当・住居手当等の取得割合が男性職員の方が多くことから、差が生じている。
任期の定めのない常勤職員以外の職員については、任期付職員及び再任用職員の男女比が男性の方が多く、会計年度任用職員の男女比が女性の方が多くことから、差が生じている。また、これにより全職員への影響が大きく出ている。
- (1) 本庁部局長・次長相当職及び本庁係長相当職は、該当がないため「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。